

## 第3章 計画の内容

### 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

#### 【現状と課題】

県ではこれまで性の多様性に関する啓発資料の配布や研修、県の広報紙やホームページ、SNSなどの各種媒体による発信などを通じて意識啓発を図ってきました。

令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、LGBTQの割合は3.3%で約30人に1人でした。誰しもが学校や職場、友人や知人との関わりの中で、LGBTQと接している可能性があると言えます。LGBTQは、LGBTQ以外と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあり、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に係わる困難を抱えています。また、LGBTQは、学生時代に不快な冗談、からかい、暴力を受けている割合が高い傾向にあります。

当事者の多くが、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、依然として「身近にLGBTQはいない」と思われていることが多い現状となっています。また、年代が上がるほど、学校でLGBTQについて学んだ経験がかなり少なくなる傾向にあります。

性の多様性に関する差別や偏見をなくしていくため、意識啓発に取り組んでいく必要があります。

## 【具体的施策】

### 1 県民や事業者等への意識啓発

県民一人一人の性の多様性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、「差別的取扱い等<sup>13</sup>」の禁止をはじめ必要な啓発を行います。

## 【推進項目】

#### ① 性の多様性に関する意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、SNS等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。  
(県民生活部)

イ 性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、子供や若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。  
(県民生活部、福祉部)

#### ② 事業者向け研修の実施

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。  
(県民生活部)

---

<sup>13</sup> 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で禁止されている次の行為のこと。  
性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをすること。性的指向又は性自認の表明に関して、強制又は禁止すること。  
正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと）すること。

③ 県職員に対する研修等の実施

「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック<sup>14</sup>」を職員に周知するとともに、性の多様性に関する理解を深める研修等を実施します。

(総務部、県民生活部、警察本部)

④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施

あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。

(県民生活部)

**【具体的施策】**

**2 性の多様性に係る人権教育の推進**

性的指向や性自認は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育を推進します。

**【推進項目】**

① 児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。

(教育局)

② 教職員等への研修の実施

性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。

(総務部、教育局)

---

<sup>14</sup> 県職員が多様な性の在り方について正しい知識を持ち、県民の皆様への対応時や職場内において適切に行動できるよう、埼玉県が令和3年8月に作成したハンドブック。(県ホームページのLGBTQポータルに掲載)

③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

一人一人がLGBTQの良き理解者・支援者となるように、市町村教育委員会やPTA等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。

(教育局)

## 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、LGBTQや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

### 【現状と課題】

LGBTQ当事者は、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、その多くが差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、自分の性的指向や性自認に関して、誰かに相談することは非常に難しく、孤立しがちな状況にあります。

LGBTQや周囲の方が安心して悩みを打ち明けることができる、相談しやすい体制の充実を進めていく必要があります。

### 【具体的施策】

#### 1 相談体制の充実

性の多様性に関する様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関につなぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消していきます。

### 【推進項目】

#### ① 県民向け相談の実施

##### ア 性の多様性に関する専門相談の実施

「埼玉県LGBTQ県民相談（電話・LINE）『にじいろ県民相談』<sup>15</sup>」の実施を通じ、LGBTQが、相談しやすい体制を整備します。

（県民生活部）

---

<sup>15</sup> 県が設置した性的指向や性自認に関する悩みについて電話やLINEで相談できる専門相談窓口のこと。

イ 性の多様性に配慮した相談対応の実施

県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。

(県民生活部、福祉部、教育局)

ウ DV<sup>16</sup>や性暴力についての相談の実施

LGBTQからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。

(県民生活部)

エ 自殺防止に向けた相談の実施

国の自殺総合対策大綱<sup>17</sup>では、LGBTQの自殺念慮の割合などが高いと指摘されています。LGBTQなどの自殺におけるハイリスク層の相談者の辛い気持ちに寄り添った相談を行います。

(保健医療部)

② 学校における相談の実施

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。

また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(教育局)

16 ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

17 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

③ 事業者向け相談の実施

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

(県民生活部)

④ 苦情処理の在り方の検討

性の多様性の尊重の推進を阻害する要因によって人権侵害された事案に関する苦情などの申し出できるような制度の在り方について検討を行います。

(県民生活部)

**【具体的施策】**

**2 県内相談機関への支援**

相談機関では、相談者が勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた思いを酌み、相談者に寄り添った対応をすることが大切です。県内相談機関に対し、性の多様性に関する正しい知識を持ち、適切に対応できるための支援をしていきます。

**【推進項目】**

① 県内相談機関向けの研修の実施

性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。

(県民生活部)

② 県内相談機関ネットワークの構築

各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。

(県民生活部)

## **基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり**

LGBTQが、性の多様性が尊重され、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

### **【現状と課題】**

LGBTQは、生活する上で様々な困難に直面しています。困難に直面した当事者にとっては、自らの性的指向や性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい状況にあります。

当事者が抱える困難の解消を図り、LGBTQが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

### **【具体的施策】**

#### **1 安心して生活できる環境づくりの推進**

性の多様性が尊重され、LGBTQが安心して生活できる環境を整えるため、県が実施している事業を見直すとともに、民間事業者に対して、LGBTQの抱える困り事や社会生活上の不利益を解消していくよう働き掛けていきます。

### **【推進項目】**

#### **① 生計を共にするLGBTQの権利や身分に関する制度や手続きの見直し**

「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続きにおいて、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「同性パートナー」も同様に対象とする実効性のある措置を講じていきます。

さらに、県で実施した制度や手続きの見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や企業に働き掛けを行っていきます。

(全庁)



- ② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進  
埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。

また、実施に当たっては、性の多様性の尊重推進員により、県庁各課所等における取組を推進していきます。

(全庁)

- ③ 学校における性の多様性への配慮

ア 学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

(教育局)

イ L G B T Q の子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。

(教育局)

- ④ 防災対策における性の多様性への配慮

性の多様性に配慮した地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアルの整備・充実を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。

(県民生活部、危機管理防災部、都市整備部)

- ⑤ 医療機関・不動産業界等への働き掛け

ア 医師会等を通じて、性の多様性に配慮した取組を行うよう働きかけます。

(県民生活部、保健医療部)

イ 不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、LGBTQの方の賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。

(県民生活部、都市整備部)

⑥ 市町村への支援

市町村がいわゆるパートナーシップ制度の導入など性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施できるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

(県民生活部)

⑦ 民間団体に関する情報の提供

自らの性の在り方に悩み戸惑う当事者、とりわけ若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報提供をしていきます。

(県民生活部)

**【具体的施策】**

**2 働きやすい環境づくりの推進**

LGBTQが働きやすい環境づくりを推進するため、研修、相談、登録制度で構成する包括的支援制度により、事業者の取組を支援していきます。

**【推進項目】**

① 事業者向け研修の実施（再掲）

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

(県民生活部)

② 事業者向け相談の実施（再掲）

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

（県民生活部）

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を、指標により見える化し、LGBTQが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。

（県民生活部）